

宇都宮まちづくり推進機構個人情報保護要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮まちづくり推進機構（以下「推進機構」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報に対する開示申出等の権利を保障することにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「個人情報」とは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもので、文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、当推進機構が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手できるもの又は一般に利用できる施設において閲覧もしくは視聴に供されているものを除く。

(推進機構の責務)

第3条 推進機構は、この要綱の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 推進機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集、利用及び閲覧

(収集の制限)

第4条 推進機構は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 推進機構は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づくとき。

(2) 理事会の意見を聞いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要と認めるとき。

3 推進機構は、個人情報を収集するときは、本人から収集する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体、健康又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) その他本人以外の者から収集することに相当な理由があると理事会が認めるとき。

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 推進機構は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の記録の項目

(5) 個人情報の記録の対象者

(6) 個人情報の収集の方法

(7) その他必要な事項

2 推進機構は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、推進機構は、緊急かつやむを得ない理由によりあらかじめこれらの規定による登録をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以降において当該登録をすることができる。

4 前3項の規定は、推進機構の役職員（役職員であった者を含む。）の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報には、適用しない。

5 推進機構は、第1項から第3項までの規定による事項を掲載した目録を作成し、一般に閲覧に供するものとする。

(目的外利用及び外部提供)

第6条 推進機構は、個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に利用すること（以下「目的外利用」という。）、又は推進機構以外のものに提供すること（以下「外部提供」とい

う。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) その他目的外利用及び外部提供することに相当な理由があると理事会が認めるとき。

- 2 推進機構は、個人情報推進機構以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第6条の2 推進機構は、電気通信回路を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（機構が保有する保有個人情報を推進機構以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。）により、保有個人情報を推進機構以外の者に提供してはならない。ただし、業務上の必要があり、かつ、推進機構が個人情報の保護が適切に講じられると認めるときは、この限りでない。

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第7条 推進機構は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正な維持管理を務めなければならない。

- (1) 個人情報は正確かつ最新のものとすること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

- 2 推進機構は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第8条 推進機構は、個人情報取扱事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 推進機構は、個人情報取扱事務の委託を受けた者に対し、個人情報の漏えい、滅失及

びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正の申出等

（個人情報の開示の申出及び方法）

第9条 何人も、推進機構が保有している自己の個人情報について、開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 個人情報の開示申出は、推進機構に対して、書面（以下「開示申出書」という。）を自ら提出して行うものとする。ただし、開示申出をしようとする者が、未成年若しくは成年被後見人又は病気その他やむを得ない理由により自ら提出できないものと推進機構が認めたときは、代理人により提出することができる。なお、開示申出書の様式は、別に定める。

3 開示申出書を提出しようとする者は、推進機構に対し、自己がその本人又は代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許書、旅券又は推進機構が認める書類）を提出し、又は提示しなければならない。代理人の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、戸籍謄本その他代理人の資格を証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 推進機構は、開示申込書に形式上の不備があると認めるときは、開示申込書を提出した者（以下「開示申出書」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、推進機構は、開示申出書に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。なお、開示申出書が補正を行わない場合には、当該開示申出書を拒否することができる。

（開示の申出に対する決定）

第10条 推進機構は、開示申込書を受け付けた日から起算して15日以内に、開示申出者に対して、開示の申出に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨（開示の申出に係る個人情報を保有していないときを含む。）の決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 推進機構は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく個人情報開示回答書により通知しなければならない。なお、回答書の様式は、別に定める。

3 推進機構は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示申込書を受け付けた日から60日を限度としてその期間を

延長できる。この場合において、推進機構は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を決定期間延長通知書により開示申出者に通知しなければならない。なお、通知書の様式は、別に定める。

- 4 推進機構は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をする場合は、第2項の規定による個人情報開示回答書にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、その記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 5 推進機構は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報に推進機構以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。
- 6 推進機構は、開示の申出に係る個人情報に開示申出者（代理人が申出をする場合にあっては、当該本人をいう。以下同じ。）以外の者に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示申出者以外の者に対し、開示の申出に係る個人情報が記録された文書等の表示その他の必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 推進機構は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示申出者以外の者（公共団体及び独立行政法人等を除く。以下「第三者」という。）が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、揭示決定を行うときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、推進機構は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

- 第11条 個人情報の開示は、文書、図面又は写真については、閲覧又は写しの交付により、マイクロフィルム以外のフィルムについては専用機器により映写したものの視聴により、マイクロフィルムについては専用機器により映写したものの視聴又は用紙に出力したものの閲覧若しくは交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、当該情報の保存に支障を生ずるおそれその他正当な理由があると認めたときは、開示申出書で指定され方法と異なる方法により、これを行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報の開示を受けようとする者が代理人であるときは、写しの交付、用紙に出力したものの交付又は前項の別に定める方法で物品の交付により行うことができる場合に限り、これらの方法により行う。

(個人情報の開示義務)

第12条 推進機構は、開示申出があつたときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令の定めるところにより、本人に開示することができないとされている情報
- (2) 開示申出者の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、相談、選考等に支障が生ずるおそれがあるもの。
- (3) 開示の申出をした者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示申出者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 推進機構の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国の機関等との協力関係を著しく害すると認められるもの。

(6) 市の機関、国の機関等又は推進機構が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な遂行を著しく困難にするとみとめられるもの。

(7) その他理事会の意見を聞いて開示しないことが適当であると認めるもの。

（個人情報の部分開示）

第13条 推進機構は、不開示情報が記録されている場合において、これを容易に、かつ開示申出の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、不開示情報を除いて開示するものとする。

2 推進機構は、開示申出に係る個人情報に不開示情報（第12条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

第14条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、推進機構は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（訂正等の申出）

第15条 推進機構は、推進機構が現に保有している個人情報について次の各号のいずれかに該当する申出があった場合において、当該各号に定めるときは、本人であることを確認のうえ、これに応じるものとする。

(1) 訂正の申出 当該個人情報の事実の記載に誤りがあると認められるとき。

(2) 削除の申出 第4条の規定に違反していると認められるとき。

(3) 目的外利用又は外部提供の中止（以下「目的外利用等の中止」という。）の申出 第6条の規定に違反していると認められるとき。

(訂正等の申出の方法)

- 第16条 前条各項の規定により訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の申出（以下「訂正等申出」という。）をしようとする者は、推進機構に対して、書面（以下「訂正等申出書」という。）を自ら提出して行うものとする。ただし、訂正等申出をしようとする者が、未成年者若しくは成年被後見人又は病気その他やむを得ない理由により自ら提出できないものと推進機構が認めたときは、代理人により提出することができる。なお、訂正等申出書の様式は、別に定める。
- 2 訂正の申出をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を添付し、又は提示しなければならない。
- 3 第9条第3項及び第4項の規定は、訂正等申出について準用する。

(訂正等申出に対する決定等)

- 第17条 推進機構は、訂正等申出に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をしたうえ、訂正等申出をした者（以下「訂正等申出者」という。）に対し、別に定める様式により通知するものとする。
- 2 推進機構は、訂正等をしないときは、訂正しない旨の決定をし、訂正等申出者に対し、その旨を別に定める様式により通知するものとする。
- 3 推進機構は、前2項の規定により訂正等申出に係る個人情報の全部又は一部を訂正しないときは、訂正等申出者に対し、前2項に定める書面によりその理由を示すものとする。

(訂正決定等の手続き)

- 第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）に関する手続きは、開示申出に係る個人情報を所管する部署が所管するものとする。

(訂正決定等の期限)

- 第19条 訂正決定等は、訂正等申出があった日から起算して、15日以内に行うものとする。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合に当たっては、当該補正した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 推進機構は、やむを得ない事由により、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないと認められる場合には、訂正等申出があった日から起算して、60日以内に決定するよう努めるものとする。

(費用の負担)

- 第20条 個人情報の開示については、開示申出者に対し、別に定めるところにより、費用の負担を求める。

第5章 雑則

(苦情の取扱)

第21条 推進機構は、当該機構の個人情報の取扱に関する苦情に迅速にかつ適切に対応しなければならない。

(他制度との調整等)

第22条 法令又は他の条例の規定により、自己の個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付又は訂正等の手続きが定められている場合は、その定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。